

黒崎で

# 開業したい人 募集します

スイーツ・カフェ業種（洋菓子・和菓子・菓子パンなどの製造・小売、カフェ）

（新設）スイーツ・カフェ業種との相乗効果の見込める小売・サービス業種

## チャレンジショップ出店者募集!!

～アンテナショップ（スイーツ・カフェ業種）としての出店も可能に～

北九州商工会議所では、黒崎駅前地区商店街でスイーツの起業を希望する方を育成することにより、黒崎駅前地区の商業活性化を図る事を目的に、チャレンジショップ「スイーツの駅 96cafe（クロカフェ）」を平成21年11月にオープンし、これまで多くの起業家を輩出してきました。

この事業は、スイーツ・カフェでの起業を希望するチャレンジャー（起業希望者）を育成するもので、小規模店舗の低家賃での提供、起業に必要な経営及び技術指導など、本格的な開業に向けた支援を行います。

スイーツ・カフェ業種の既存事業者で、アンテナショップとしての出店も可能です。

また、今回の募集から、スイーツ・カフェ業種との相乗効果の見込める小売・サービス業の募集を開始します。

別紙の募集要項により、出店者を募集します。





## 5. 募集対象者

北九州商工会議所が運営する「スイーツの駅9 6 cafe」において、新たにスイーツ・カフェ業種でチャレンジャー部門、アンテナショップ部門での出店を希望する方、またスイーツ・カフェ業種との相乗効果の見込める小売・サービス業種で、チャレンジャー部門での出店を希望する方で、次の条件を満たす者。

### (1) 募集業種

●スイーツ・カフェ業種（洋菓子・和菓子・菓子パンの製造小売、カフェなど）

(新設) ●スイーツ・カフェ業種との相乗効果の見込める小売・サービス業種

(例) 黒崎の来街者の希望が多い「雑貨」「日用品」等

\* 薬品、生き物、危険物、臭気、騒音を発するもの、風俗営業、政治、宗教、暴力団関係等公序良俗に反するものは出店できません。

\* また、審査で不適格とされたものはお断りすることがあります。

### (2) 事業者の範囲

	チャレンジャー部門	アンテナショップ部門 (スイーツ・カフェ業種のみ)
ア	新たに起業する個人・法人・グループ。 ※ 現在、事業をされている方（法人含む）は対象になりません。 ※ グループの場合、参加者のうち一人をグループ代表者として選出。	当ショップ運営のために熱意と誠意をもってスイーツ等を製造販売される方、または販売される方。 ※販売の場合、取扱商品は自社製品とします。
イ	開業時点で18歳以上であること。 但し、未成年者は親権者の同意が必要です。※ 学生は、対象にはなりません。	
ウ	支援期間終了後、黒崎地区駅前商店街において、引き続き本格開業し、営業を行う意志を持っていること。	
エ	国税、県税、市税の滞納がないこと。	
オ	公的資金などの活用も含めショップ運営に必要な自己資金を有していること。	

### (3) 店舗形態

ア. 審査後、一定期間内に開業できること。

※ 開業前の改装工事、出店準備などについては別途ご相談ください。

イ. 店舗運営に必要な許認可（菓子製造業、飲食業など）を取得していること

（開業時までの許認可取得でも可能）。

ウ. フランチャイズ契約に基づくフランチャイジー（加盟店）としての出店でないこと。

エ. 週6日間、午前10時から午後7時まで営業できること。

（店休日：原則日曜日。但し黒崎地区中心市街地のイベント開催時は変更の場合あり）

オ. 酒類の提供をしないこと。

## 6. 募集方法

一般公募で行います。応募用紙・開業計画書を下記からダウンロード、または北九州商工会議所（黒崎地区中心市街地活性化協議会・・・問い合わせ先に記載）にて受領いただき、必要事項を記入の上、担当宛に持参もしくは郵送してください。

受付は午前9時～正午と午後1時～午後5時（土日・祝日を除く）で行っております。

また、記入要領などご不明な点は、担当までご相談ください。

**チャレンジショップ申込書（word形式）**

**アンテナショップ申込書（word形式）**

## 7. 選考方法

### チャレンジャー部門

商業分野の経営コンサルタント、スイーツ関係の有識者等で構成する選考委員会が「事業性」、「新規性」、「経営者としての資質」、「基本的技術」などについて、書類と面接で審査します。

(1) 書類審査 応募書類（応募用紙・開業計画書）により行います。

(2) 面接審査 書類審査通過者にプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションの際に、販売予定品をご持参いただきます。

※面接審査の実施時期は書類審査の後、こちらから連絡いたします。

※選考委員会は守秘義務を有するとともに、応募された開業計画に

ついては、本事業の選考以外の目的では使用いたしません。

### アンテナショップ部門

チャレンジャー部門と同様。ただし、下記書類の提出も必要です。

- ① 直近の決算書2期分（既に事業を営んでいる方の場合）
- ② 代表者の住民票抄本（個人事業の場合）又は法人の登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 許認可証の写（許認可を必要とする事業の場合、申請者名義のもの）
- ④ 取扱商品の写真やカタログ（ある場合）

## 8. 支援事業期間

チャレンジャー部門・アンテナショップ部門共通

平成27年3月31日まで。

## 9. 支援内容

チャレンジャー部門

### (1) 経営コンサルティング

※チャレンジャーには開業前研修会並びに開業後も経営に必要なコンサルティング（商品管理、衛生管理、税務、マーケティング、接客等）を行い、支援期間終了後の本格開業に向けた支援を行います。（無料）

### (2) 技術指導

※スイーツ・カフェ業種の場合、製菓技術の向上を図るため、定期的にパティシエなどを招聘し、技術指導講習会を開催します。（無料）

### (3) スイーツ・カフェ業種の場合、基本的設備以外に必要な設備について、レンタル費用の一部を補助します。（出店期間中に限ります）

※補助率 1/2 上限金額 月額2万5千円。

チャレンジャー部門・アンテナショップ部門共通

### (4) スイーツ・カフェ業種の場合、シンクや水道設備、電気設備（電気給湯器・照明等）、冷蔵庫、ショーケース等基本的設備を備えた店舗を月払いにて賃貸します。

※基本的設備以外に必要な設備購入並びに水道光熱費は自己負担となります。

※ガス器具は使用できません。

※スイーツ・カフェ業種との相乗効果の見込める小売・サービス業種で出店の方は、展示用の什器、備品類に関しては出店者側でご用意ください。

### (5) 情報交換会の実施

### (6) 販促活動の実施

※クリスマスフェア等年4回程度の販売促進の支援を随時実施。

また、「96Cafe」サポーター会員約2600名へのDM送信

### (7) 広報支援

※フェアに合わせて記者発表やインターネットでの広報を行います。（過去にテレビや新聞取材多数あり。）

## 10. その他

### チャレンジャー部門・アンテナショップ部門共通

(1) 敷金・礼金は不要です。

※出店に際し、家賃の4ヶ月分を出店保証金としてお預かりします。

※当会議所が指定する賃貸保証会社との契約を義務付けます。

(2) 支援期間内に、審査選考時の出店申込書について虚偽の申請があった場合、又、事前の許可なく重要な変更を行った場合は、支援を中止する場合があります。

(3) その他、申込に際し、仕入先や器具等の事前のご相談にも応じます。

[本事業に関するお問い合わせ・お申込は]

北九州商工会議所 担当：坂元

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎2-8-7 長島ビル2階

TEL (093)642-3210 FAX (093)642-3220

URL : <http://www.kitakyushucci.or.jp/>